

暮らし 訪問販売・点検商法のトラブル

トラブルを防ぐ 4つのポイント

① きっぱりと断る



突然の訪問や点検の申し出に対しては、「結構です」「いりません」などと明確に断りましょう。

② すぐに契約や支払いをしない



「今だけ」といった甘い誘いや、「すぐにやらないと危険」という脅し文句に惑わされてはいけません。その場で契約書にサインしたり、お金を支払ったりすることは絶対に避けてください。

③ 冷静に判断する



契約内容や工事の必要性について、家族や信頼できる人に相談しましょう。複数の業者から見積もりを取り、比較検討することが大切です。

④ 不安を感じたら 相談窓口へ



万が一、勧誘を受けたり、契約してしまったら、不安を感じた場合は、すぐに消費生活センターに相談してください。特定商取引法に基づき、契約後でも一定期間内であれば無条件で解約できるクーリングオフ制度が適用される場合があります。

インターホンが鳴り、見慣れない人が用件は告げずに「玄関にお願します」と訪問してきた経験はありませんか。安易にドアを開けてしまうと、長いセールストークの末に、無料点検や高額な商品・サービスの契約を迫られる——こうした「訪問販売」や「点検商

法」のトラブルに巻き込まれる危険があります。特に点検商法の相談は近年急増しており、誰もが被害に遭う可能性があります。独立行政法人「国民生活センター」に実際の相談事例や、気を付けるべきポイントを開き、まとめました。(10月31日付)



無料点検

不安をあおる 手口

「訪問販売」とは、業者が消費者の自宅などを訪れ、商品の購入やサービスの契約を勧めることです。これには、商品を売りに来るだけでなく、点検や診断を装って訪問するケースも含まれます。

言葉巧みな勧誘に要注意

近年、住宅設備の中でも、太陽光発電システムや蓄電池などの再生可能エネ

太陽光発電もターゲット

「無料点検」などと言葉巧みに勧誘し、契約を結ばせる事例が多く見られます。

狙われやすい高齢者

被害は特に高齢者一集中しています。ある70代の被害事例では、屋根修理業者を装った訪問者から必要な契約を勧められました。家族に相談したいと伝えても、今だけの特別な価格ですれ、約40万円の契約を迫られました。



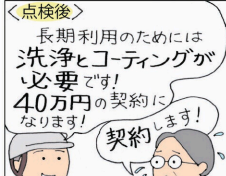
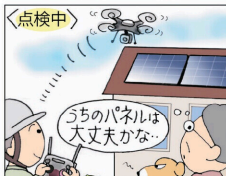
悪質な訪問販売や点検商法による被害に巻き込まれないために、日頃から心構えが大切です。「トラブルを防ぐ4つのポイント」を意識するとともに、「典型的な誘い文句」を知っておくと、安易な契約を結んでしまうリスクを下げられます。

典型的な誘い文句

訪問・点検のきっかけ
「近くで工事をしている者です」
「工事のあいさつにきました」

不安をあおる
「このままだと台風が来たら雨漏りしますよ」
「すぐに直さなければ大変なことになります」

負担が軽くなると思わせる
「この場で契約していただくと特別に安くできます」
「通常より大幅引いた価格です」
「保険金を使って修理すればいいじゃないですか」



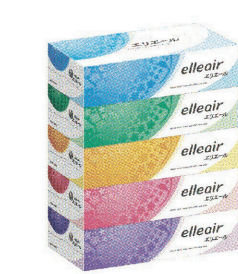
困ったらすぐ 消費者ホットライン 188

悪質な勧誘に遭ったり、不安な契約をしてしまったら、一人で悩まず、すぐ消費者ホットライン「188(いやや)」に電話しましょう。音声アナウンスに従って郵便番号を入力すると、お住まいの地域の消費生活センター等へつながります。

〈受付時間〉
平日：午前9時～午後5時
土曜・日曜・祝日：午前10時～午後4時
※相談窓口によって受付時間が異なります。
※年末年始(12月29日～1月3日)を除き、原則、毎日利用できます。



ご感想や取り上げてほしいテーマをお寄せください。



みんなの、すぐそばで働くものだから。ひとの肌に、直接ふれるものだから。私たちエリエールは、なによりも「品質」にこだわっています。「どこまで人間にやさしくできるか」を追い求めていきます。ひとりひとりの幸せと、そんな「ズキンズキン」を通して、深くかかわっていきます。「やさしく触れていいですか?」この問いに、世界中のすべての人から、力強い「Yes!」をもらえるように。気持ちのために。からだのために。そして地球のために。エリエールの「やさしさへの挑戦」は続きます。

